

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

問い合わせ先…国保年金課 内線2345

<p>パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について</p> <p>青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんの日頃の健康管理に活用していただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の交付時に同封しています。ぜひお役立てください。</p>	<p>交通事故等にあったとき</p> <p>交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷し、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず市役所へ届出してください。また、自損事故や業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。</p> <p>詳しくは、国保年金課または青森県後期高齢者医療広域連合(Tel017-721-3821)へお問い合わせください。</p>
<p>振込口座の変更届出について</p> <p>高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ず市役所へ届出してください。</p> <p>*届出がないと振込みができなくなりますので、お早めに届出をお願いします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等における後期高齢者医療保険料の減免について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した場合等において、申請により世帯の被保険者の保険料が減免となる場合がありますので、ご相談ください。</p>

マイナポイントの申込みについて

問い合わせ先…商工労政課 内線2552

<p>マイナポイント事業とは</p> <p>総務省では、令和2年9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化策として、マイナポイント事業を予定しています(令和3年3月末まで)。</p> <p>これは、マイナンバーカードを取得した人を対象に、マイナポイント事業に登録されたキャッシュレス決済利用や電子マネーの前払い入金時に、ポイント(還元率25%で上限5,000円分)が付与されるものです。</p>	<p>マイナポイントの申込みは7月から、付与は9月から</p> <p>マイナポイントの申込み(キャッシュレス決済サービスの選択)は7月から始まっています。また、申し込んだ決済サービスの利用額や前払い入金額に応じてポイントが付与されるのは9月からです。</p> <p>すでにマイナポイントの予約を行った方は、マイナポイントの申込みを行うことで9月からのポイント付与の利用ができます。マイナポイントの予約だけでは、9月からのポイントの付与が行われませんのでご注意ください。</p>
<p>マイナポイントが付与されるためには</p> <p>マイナポイントが付与されるためには、</p> <p>①「マイナポイントの予約」(マイキーIDを設定するとマイナポイントの予約となります)を行った後、</p> <p>②利用するキャッシュレス決済サービス(1つのIDに1種類のサービスのみ)を選ぶ「マイナポイントの申込み」の手続きが必要です。</p>	<p>マイナポイントの申込みの支援窓口</p> <p>市では、マイナポイントの申込み(キャッシュレス決済サービスの選択)について、対応する機器がない場合や設定方法に不安がある方など向けに、手続きを支援する窓口を設置しています。ぜひ、ご利用ください。</p> <p>なお、お越しの際は、あらかじめ選択する決済サービスのご確認をお願いします。</p>

*詳しくは、市ホームページをご確認ください。

創業・起業支援制度説明会および起業家座談会を開催します

青森県では「創業・起業したいが、どのような支援制度があるのか。関係機関からまとめて話を聞きたい」といったご意見にお応えして、関係機関による、創業・起業支援制度に係る説明会を開催します。

併せて、創業・起業の専門家や先輩起業家から、創業についての考え方や創業体験談を聞ける座談会を開催します。

「創業・起業に興味、関心がある方」、「創業・起業を検討している方」、「創業・起業して間もない方」など、お気軽にご参加ください。

日時…8月25日(火) 16:00～18:00

場所…中央公民館2階 第1会議室

参加費…無料

対象…創業・起業に興味、関心がある方、創業・起業を検討している方、創業・起業して間もない方、新分野での創業・起業を考えている方

申込み…市ホームページに掲載している参加申込書に必要事項をご記入の上、下記までFAX・メール・電話等でお申し込みください。

申込先…青森県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ Tel017-734-9374 FAX017-734-8107

電子メール : chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp

*詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問い合わせ先…商工労政課 内線2552